

【アメリカ】上院最終議席確定

2008 年 11 月の連邦議会選挙で接戦のため議席が未確定となっていた、ミネソタ州の上院議員として民主党アル・フランケン(Al Franken)氏が確定した。上院の会派構成は民主党 58、共和党 40、無所属 2 である。無所属議員は民主党系であるため、理論上は民主党が議事妨害を打ち切れる 60 票を有したことになる。昨年の選挙の結果、当初 215 票差で共和党現職のノーム・コールマン議員が勝者だったが、僅差であったため州の選挙規定に従い再集計が行われた。再集計の結果フランケン氏が 225 票差で勝者となった。敗れたコールマン氏が、ミネソタ州裁判所に不在者投票の扱いなどを巡って提訴していたが、2009 年 6 月 30 日にミネソタ州最高裁は、判事の全員一致で、フランケン氏の勝利を決定した。フランケン氏は、これまで作家やラジオのトークショーのホストなどの経歴があるが、政治家としての経験はない。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

【EU】防衛関係の公共調達も一般競争

閣僚理事会は、域内市場における自由化促進を目的として、各構成国の行う防衛・安全保障における公共調達に関する契約手続きの調整を行う新指令を 2009 年 7 月 7 日に採択した。EU は市場自由化促進を目的に公共調達に関する手続きを調整する指令(2004/18/EC)を 2004 年に定めている。しかし、EC 条約第 296 条は、防衛関係調達について一般競争からの免除規定を設けており、これを根拠として各構成国政府は、防衛関係契約の殆どを独自の手続きのもとに国内の業者と締結しているという。新指令は、条約の趣旨からその免除規定を明確にすることによって、透明性の向上及び自由競争の推進を図るもので、上記既存指令を土台に、この領域に特化して策定されたものである。対象は、非軍事の物品、サービス、役務の提供等のうち規定額以上のものとしているが、セキュリティを考慮して、公募の方法や情報関係などについて特徴ある取り扱いが盛り込まれている。各構成国は官報掲載後 2 年以内に国内法を制定しなければならない。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】ゼロエネルギー建物を BUILD UP !

欧州委員会は、2009 年 6 月 16 日、建物のエネルギー消費削減を目的とした情報交換のためにウェブポータル”BUILD UP”を開設した。同サイトは定期的に更新されるが、エネルギー削減の優良事例や法律に関する情報を充実させるために、利用者参加型のサイトとなっている。欧州の全エネルギー消費量のうち約 40%は建物によるものであり、省エネ目標達成と気候変動対策を推進する EU にとって、この建物性能を改善することは重要な課題である。欧州委員会は 2008 年 11 月、現行指令(2002/91/EC)の強化を図るとして、各構成国に対し、2019 年以降の新しい建築物はすべてエネルギーを自前で賄うこと(ゼロエネルギー建物)、ゼロエネルギー建物の割合の 2015 年及び 2020 年時点における最小目標値を利用可能床面積に応じて定めるよう求めるなどを内容とする改正指令を、共同決定手続き議案(COD/2008/223)として提出した。欧州議会は 2009 年 4 月 23 日に第 1 読会にて採択したが、閣僚理事会ではまだ検討段階である。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】船舶による海洋汚染：過失でも刑事罰を

2009年6月4日、閣僚理事会は、海洋環境の保護と安全の向上を図るために、「船舶に起因する海洋汚染及び違反への罰則規定に関する指令（2005/35/EC）」を改正する、より厳しい刑事罰の導入を各構成国に義務付ける指令を採択した。意図的に、あるいは、不注意や甚だしい怠慢によって汚染物質を排出した場合、水質の悪化を伴うものであれば、これを犯罪行為とみなして刑事罰対象とする。違法であっても水質悪化を伴わない場合は犯罪行為とは見なさないが、常習的である場合は、行為の程度に応じた抑止効果の高い罰則を適用すべきとしている。また、船舶所有者だけでなく運輸会社等の責任も問うなど、刑事罰対象範囲を拡大することによって抑止力を高める。海運業者が、汚染物質処理の法令に従うより罰金を支払う方を選択するような事例を防ぐ狙いもあるという。具体的な罰則のレベルは各構成国に任されている。官報掲載後1年以内に各構成国はこの指令の内容に沿った国内法を制定しなければならない。

（海外立法情報調査室・植月 献二）

【フランス】巨大銀行統合に関する法律の制定

貯蓄銀行（Caisse d'épargne）及び人民銀行（Banque populaire）の中心組織に関する2009年6月18日の法律第2009-715号が制定された。両行は、フランスを代表する銀行であり、統合により、フランス第2位の銀行グループが形成されることになる。この統合のために、フランス政府は、資本金として50億ユーロを拠出する。同法の柱は、以下の3点である。第1に、中心組織は株式会社の形態を採り、その資本金の大部分は両行が出し合う。第2に、中心組織は、①グループの戦略的方針を定める、②グループ全体の商業的戦略の調整を行う、③国内又は国際的な交渉を進めるため、加えて、労働組合と交渉を行うためにグループを代表する、④当座の支払能力を保障するための必要な措置を講ずる、⑤企業内統制及びリスク管理を行うことを任務とする。第3に、労使による社会的対話を行うことを定め、基本的にはこれまでの両行の労使協定を引き継ぐものとする。

（海外立法情報課・鈴木 尊紘）

【ドイツ】情報機関に対する議会の監視を強化する基本法改正法等が成立

2009年7月10日、連邦の情報機関（連邦憲法擁護庁、軍事防諜局及び連邦情報局）の活動を監視する議会の委員会（議会監督委員会）に関する規定を基本法に新設（第45d条）する基本法改正法及び当該委員会の権限を強化する内容の法律が、連邦参議院の同意を得て成立した。議会監督委員会は法律の規定に基づいて設置されていたが、これにより基本法上の機関となった。また、従来有していた情報機関の文書の閲覧権限に加え、原本の提出及び蓄積されたデータ送付を請求する権限、情報機関及び連邦政府等の職員に質問する権限、委員が審査のため情報機関のすべての施設を訪問する権限も与えられた。さらに情報機関の職員が、所属官庁内部の手続きを踏むことなく委員会に直接回答することも可能となった。ただし、委員会は、情報機関が現在遂行中の活動について介入することはできず、また友好国の情報機関との内密のやり取りについても、情報提供義務によって損なわれてはならない旨の規定がおかれた。

（海外立法情報課・山口 和人）

【ドイツ】基本法改正(航空行政関連)及び航空輸送関連法規の改正

2009年7月10日、従来連邦固有行政の領域に属していた航空行政を一般的な連邦行政に位置づけ、連邦直属の機関以外の者が航空行政に関与することとともに、EU法による規律を可能とする基本法第87d条第1項の改正法及び航空輸送関連法規の改正法が連邦参議院の同意を得て成立した。現行の基本法規定は、「航空交通行政は、連邦固有行政として行う。その組織が公法的な形態をとるか私法的な形態をとるかについては、連邦法律で決定する。」と規定しているが、改正法は、「航空交通行政は、欧州共同体法と抵触しない限りにおいて、連邦行政として行う。航空安全の任務は、欧州共同体法によって許容された外国の航空安全組織によっても遂行することができる。詳細は連邦法律で規律する。」と規定した。この改正は、特に航空安全の領域で、EUの「シングル・ヨーロッパ・スカイ」のためのEU法による規律を可能にするものである。「航空交通上の法令を改正する法律」、「連邦航空安全監督庁の設置及びその他の法令の改正に関する法律」も同時に成立した。参照：植月献二【EU】[短信]「シングル・ヨーロッパ・スカイⅡに向けて離陸」『外国の立法』240-1号(2009.7)p.25. (海外立法情報課・山口 和人)

【ドイツ】通信網における児童ポルノ防止法(アクセス困難化法)の成立

2009年7月10日、インターネットサイトで提供される児童ポルノへのアクセスを困難にすることを目的とし、そのために必要な措置を定めた法律が、連邦参議院の同意を得て成立した。児童ポルノの発信者を突き止め、ウェブサイトを開鎖させるための国内的・国際的な努力にもかかわらず、そのようなコンテンツが増大する傾向にあることが立法の背景にある。この法律により、インターネット・プロバイダーは、児童ポルノへのアクセスを遮断するための適切な技術的措置をとることを義務づけられる。インターネット利用者は、当該サイトへのアクセスが遮断されていること及びその理由を説明する情報へと誘導される。また、刑法第184b条に規定する児童ポルノに該当するコンテンツのリストを連邦刑事庁が管理し、これを遮断すべきコンテンツのリストとして各プロバイダーに提供すること等を内容とする。なお2009年4月には、すでに大手の5つのプロバイダー間で、半年以内に児童ポルノのコンテンツを遮断する義務を自主的に課す協定が締結された。(海外立法情報課・山口 和人)

【ロシア】外国人留学生の入学手続

2009年6月24日、教育科学省令第179号で承認された「国の正式認可を受けた高等専門教育機関への外国人留学生の2009-2010年度における入学手続に関する規程」が公布された。この省令の柱は以下の6点である。①教育機関は独自に留学生の入学規則を作成することが許されるが、当該規則はロシア連邦の関連法令と矛盾してはならない。②留学生の入学は、ロシアが諸外国と結んだ国際条約及び政府間協定に従って行われる。③留学生には、無試験で入学できる権利又は高等専門教育機関に優先的に入学できる権利が与えられる。④入学書類の受付時期は各機関が定める入学規則に従って決定される。⑤入学1年目の留学生は、専門分野及び授業形式の選択に関する申請及び学費支払い契約状況に関する申請を行うことができる。⑥統一国家試験の結果を示す証明書を持っている留学生は、この試験結果をもとに入学することが許される。

(海外立法情報課・津田 憂子)

【ロシア】労働年金の再勘定手続の簡素化に関する法改正

ロシアの年金制度の中核をなす労働年金は、基礎部分、保険部分、積立部分という3本建てで構成され、いずれも統一社会税として徴収される年金保険料によって賄われている。2009年7月2日に公布された2009年6月30日付連邦法第142号「連邦法『労働年金について』の改正について」は、被保険者の所得に比例して支給額が変わる保険部分について、主として以下の2点を改正するものである。①再勘定の書面申請：仕事に就いている年金受給者はロシア連邦年金基金に対して毎年申請を行わなければならないという従来の規定が削除された、②年金支給額の再勘定：毎年8月1日、ロシア連邦年金基金において自動的に、保険部分の個人勘定への年金保険料の納入額をもとに年金支給額が修正される。この改正は、労働年金の再勘定手続の簡素化を意図して行われたものであり、2009年8月1日から全国的に実施される。

（海外立法情報課・津田 憂子）

【韓国】国会の現状—議員提出法案、さらに増加

近年の韓国では、議員提出法案の数が急増している（白井京「短信：韓国 議員立法の急増と国会改革関連法」『外国の立法』No.229を参照）。第17代国会（任期：2004から2008年）では、各分野の専門家出身の議員の増加、提出法案数を評価対象とする市民団体の活発な活動等がその原因として指摘された。この傾向は第18代国会（任期：2008から2012年）になってさらに勢いを増しており、今国会の議員提出法案数は、任期開始から1年で既に第17代国会の全議員提出法案件数の半分以上を超え、2009年4月後半の段階で計3,687件にのぼる。この増加の背景には、前述のほかに議員の立法支援を行う機関「国会立法調査処」が2007年11月に新設されたことも指摘されている。一方で「法案の水増し」との批判も強く、国会議長の下に置かれる国会運営制度改善諮問委員会は、他の議員により提出されている法案と同一内容の法案発議を禁じ、自身が既に提出した法案と矛盾する内容の法案を提出できないようにするなどの国会議事規則改正勧告案を発表している。

（海外立法情報課・白井 京）

【韓国】気候変動対策及びグリーン成長関連法案

韓国は、2002年11月に京都議定書を批准している。第一次公約期間の温室効果ガス削減義務対象国ではないが、ポスト京都議定書（2013-）において削減義務を負う可能性が高い。現在、これに対応する法案が議員から3件、政府から1件国会に提出され、国会気候変動対策特別委員会に付託されている。韓国国会では、関連する複数の法案が提出された場合、所管委員会で与野党議員がこれらの法案を統合・補完した「委員会代案」を作成・提案し、本会議で可決、成立するケースが多い。4件のうち最も包括的な法案である低炭素グリーン成長基本法案（政府法案）は、全8章63か条からなる基本法であり、気候変動対応のみならずグリーン技術を国の新・成長動力とすべくグリーン金融・ファンド等を導入し、持続可能な発展の推進についても包括的に規定している。李明博政権は同法制定に意欲を見せているが、総量制限排出量取引制度等の主管官庁の座をめぐって環境部（省）と知識経済部（省）が対立するなど、現在も成立の見通しは不透明である。

（海外立法情報課・白井 京）

【韓国】非正規職保護法施行から2年

韓国では、新自由主義的な経済政策を推し進めた結果、雇用が流動化し、非正規雇用の占める割合が50%以上になっている。所得の両極化＝格差問題が深刻になったことから、2006年11月、非正規雇用で働く者を救済する「期間制及び短時間労働者保護等に関する法律」が制定された。同法は、期間制労働者（短期雇用契約による労働者）の雇用期間を2年に制限し、2年を超過する場合は正規に雇用したものとみなす旨、規定している。政府与党は、2009年7月1日に同法の施行から2年が経過するため大量解雇が予想されるとして、同年4月に使用期間を3年に延長する内容の改正案を提出していた。しかし現行法の趣旨を尊重すべきと主張した野党との交渉が決裂し、同法は改正されることなく7月1日を迎えるに至った。一部の報道によると、7月1日を迎えて実際に解雇されたのは公社等の公企業に勤務する者が多く、民間企業は既に正規雇用への転換、業務の外注等の対策をとっていたとされている。

（海外立法情報課・白井 京）

【中国】統計法の改正

2009年6月27日の第11期全国人民代表大会常務委員会第9回会議で、「統計法」（1984年1月1日施行、1996年5月15日改正）が改正され、2010年1月1日から施行される。1996年改正法の全6章31か条から、新たに第5章として「監督及び検査」が追加され全7章となり、条文を組み替え、原則的な規定をより具体的にするなどした結果、条文数も59か条と大幅に増加した。統計について、正確性と迅速性に加えて、「真実性」、「十全性」が求められる（第1条）背景には、統計を捏造、改竄する等の行為及びそうした行為を強要することによって「荣誉称号、物質的利益及び職務上の昇進を手にする」（第9条）組織、個人の存在がある。これまでは国及び省級政府のみが対象となっていた統計データの公表が、県級以上の政府にも求められる（第23～25条）。新設の「監督及び検査」は、特に各級政府の統計部門における違法行為、その統計データに対する調査、確認の措置等について定めている。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

【中国】人民元による国際貿易決済の試行

2009年7月1日、中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、税務総局及び中国銀行業監督管理委員が共同制定した「人民元による国際貿易決済の試行に関する管理弁法」が、7月3日にはその実施細則が施行された。これは、為替リスクの回避、貿易条件の改善等により、周辺国家及び地域との貿易を促進し対外貿易の安定的な増大を図るために、4月8日の国務院常務会議における国際貿易に人民元決済を一部導入するという決定に対応し、その実施のための法的整備を行ったものである。ASEAN諸国、香港及びマカオの企業と、上海市のほか、いずれも広東省の広州、深圳、珠海、東莞各市の企業との間の貿易取引が対象となる。試行に参加する企業は、上海市及び広東省人民政府が推薦し、中国人民銀行、財政部等の審査を経て決定される。また、この方式による中国からの輸出については、輸出貨物税が還付又は免除される。“人民元、国際化への第一歩”という報道も一部見られるが、まずASEAN諸国の対応が注目される。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

【中国】自動車及び家電製品の買換えを奨励し内需拡大を図る

2009年6月1日、国家発展改革委員会をはじめとする国務院5部門の連名により、「内需拡大促進のための自動車及び家電製品の買換え奨励実施法案」が全国に通達された。一定の使用年限に達した車の廃車時期を繰り上げて新車を購入する場合、及び2000年導入の排気ガス基準（国Ⅰ）を満たしていない車を廃車し新車を購入する場合、例えば、乗用車については中型5000元、小型4000元、軽3000元の補助が得られる。家電製品については、北京、天津、上海各直轄市、江蘇、浙江、山東、広東各省、及び福州、長沙両市を試行地域として、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、空調機、コンピュータを消費者が買い換える場合、購入時に10%の割引価格が適用される。また、中古製品を回収し分解処理場に運送する企業に対しては運送費が補助される。すでに実施されている家電製品、自動車・オートバイの農村への普及策と併せて、内需拡大、雇用創出のほか、特に自動車については環境に対する効果も期待されている。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

【フィリピン】全国書籍振興信託基金法の制定

2003年の最初の法案提出後審議が続いていた「フィリピン人による著作を支援するための全国書籍振興信託基金設立法」（Republic Act No. 9521）が可決され、2009年3月5日に大統領が署名した。全8条から成る。第2条は「方針説明」であり、「書籍出版業振興法」（Republic Act No. 8047）にあるように（国内の）全ての地域における書籍出版業の振興支援の継続は国の政策であり、著作は書籍出版の主要な構成要素の1つであるから、国の書籍政策はフィリピン人による著作支援のための環境創出等を国に義務付けていると述べる。基金は、科学技術分野及び地方において著作されるテーマにおけるフィリピン人の著作の支援と促進のためにのみ設立される（第3条）。基金には1億5000万ペソ（約3億円）が配分され、全国書籍振興委員会（National Book Development Board: NBDB）が管轄する（同条）。NBDBは地方行政府と協力する（同条）。NBDBによれば、信託基金は1年以内に設立され、助成金の交付は2010年に始まる。

（海外立法情報課・芝原 真紀）

【シンガポール】記念物保存法の施行

国立遺産局による国家記念物の保全及び保護を促進するために、「2009年記念物保存法（Preservation of Monuments Act 2009）」が2009年4月28日に施行された。本法の施行により、「1985年改正記念物保存法」は廃止された。新法は、国の記念物の故意の損傷は有罪であると明記し（第22条）、国立遺産局長、記念物調査官、又は警察官に本法違反者の逮捕を認め（第28条）、地方裁判所に本法違反者を審理する司法権及び本法の違反に関して厳罰を科す権限をもたせる（第30条）など、保存のための規定を強化した。「記念物」の定義には、1985年改正法にはなかった「次の全部若しくは一部、又は残骸を意味する」、「記念物を解体せずには取り外すことのできないように取り付けられた機械装置（略）を含む」という文言や（第2条）、「塑像」、「彫像」、「洞窟又は掘削した穴」（第2条(a)）、「車、船、飛行機又はその他の可動構造物」（第2条(c)）などが加わった。

（海外立法情報課・芝原 真紀）

【マレーシア】汚職防止委員会法施行

汚職防止の徹底のため、2009 年 1 月 1 日に「2009 年マレーシア汚職防止委員会法」(Act 694) が施行された。本法の施行により、「1997 年汚職防止法」(Act 575) が廃止され、「マレーシア汚職防止庁 (Malaysia Anti-Corruption Agency: MACA)」に代わり、「マレーシア汚職防止委員会 (Malaysia Anti-Corruption Commission: MACC)」が設置された。また、「汚職防止諮問委員会 (Anti-Corruption Advisory Board)」(第 13 条) 及び「汚職に関する特別委員会 (Special Committee on Corruption)」(第 14 条) が構成された。前者は MACC に助言し、後者は首相に助言を行うとともに汚職に関する年次報告書の調査を実施する。本法の主目的は、(a)独立した説明責任を持つ汚職防止機関を構成することによって公共及び民間部門の運営における誠実さ及び説明責任を促進すること、(b)汚職(そのもの)と、公共及び民間部門の運営並びに共同体への汚職の悪影響について、国の諸機関、公務員、及び国民に教育すること、である(第 2 条)。(海外立法情報課・芝原 真紀)